

議決権行使のためのガイドライン

「運用資産に係る議決権行使指図規程」に基づいて当社の運用資産の投資先企業の議決権行使を行う際には、下記のガイドラインを目安とする。

受託者責任として判断を明確にすることが望ましいことを踏まえ、具体的な議決権行使として、「棄権」や「白紙委任状」は、原則として採らないものとする。

資本関係等を通じ当社の経営に影響を及ぼす可能性がある企業の議決権行使において、利益相反状況の回避が困難な可能性がある場合は、外部機関の判断基準を適用することができるものとする。

本ガイドラインによる判断が困難な場合は、投資委員会の決定に従って行う。

本ガイドラインの管理・改廃は、「規程管理規程」による。

議案	ガイドライン
剰余金の処分 (配当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単に毎期の利益分配に止まらず、適正資本構成の観点も含め、配当性向及びキャッシュ・フローとの兼ね合いを考慮し、配当することで企業活動への支障がないか留意し決定する。なお、剰余金の配当の決定を取締役会へ授権している場合には、取締役選任議案を通じて意思表示する。
定款変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別決議の定足数の緩和についてはコーポレートガバナンスを弱める可能性があるため、変更理由を勘案して決める。 ・ コーポレートガバナンス構造に関する議案 <ol style="list-style-type: none"> ① 委員会設置会社への移行に関する議案については原則として賛成する。 ② 取締役・監査役の任期短縮に関する議案については原則として賛成する。 ③ 取締役の任期延長議案に関しては、原則として反対する。 ④ 取締役・監査役の定員見直しについては、減員させる場合には原則として賛成、増員については、20名以上に増員する場合及び説明が不十分な場合には反対する。 ⑤ 取締役・監査役報酬の上限見直しに関しては、引下げの場合原則として賛成、引上げの場合には、十分な説明がなされない限り反対する。 ・ 授権株式総数の変更 授権株式総数の変更は、その必然性等を考慮して賛否の判断を行う。 ・ 会計監査人の責任減免 会計監査人の責任限定契約は、会計監査人と企業、ならびに取締役や監

	<p>査役間の牽制機能低下につながる恐れがあることから、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、現在の事業への悪影響を及ぼすと判断したものは反対する。 ・ 特段、委託者に不利にならないもの（商号変更、本社移転等）は賛成する。
取締役選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人的資質、反社会的行為への関与、独立性等の観点から、明らかに好ましくない人物であると判断した場合は反対する。 ・ 取締役が前回の株主総会終了時に比べ、増員になっているにもかかわらず、十分な説明が無い場合は、原則として反対する。 ・ 3期連続最終赤字（連結会計の場合は連結ベース）に転じたときは反対する。ただし、その事実を織り込み投資している場合は反対しない。
監査役選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人的資質、反社会的行為への関与、独立性等の観点から、明らかに好ましくない人物であると判断した場合は反対する。 ・ 監査役の減員については、その理由が明確かつ合理的でない限り、原則として反対する。 ・ 3期連続最終赤字（連結会計の場合は連結ベース）に転じたときは反対する。ただし、その事実を織り込み投資をしている場合は反対しない。
役員退職慰労金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同業他社や経営状況を勘案し、判断する。ただし、支給対象者の在任中に当該企業または当該企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があった場合は、個別に検討する。 ・ 社外取締役・監査役については支給しないのが一般的であるため、支給の具体的な説明がない場合は反対する。
役員報酬額改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同業他社や経営状況を勘案し、判断する。 ・ 社外取締役・監査役については明らかに高額報酬であると判断される場合は反対する。
第三者割当増資 （有利発行、種類株式の発行を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増資目的、割当先、割当価格、割当株数等を勘案して賛否を決める。
役職員へのストックオプション発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式価値の大幅な希薄化を招く大量発行や著しく行使価格が低い場合を除き賛成する。ただし、行使価格の下方修正条項がある場合を除く。 ・ 社外取締役・監査役等の社外者への付与は反対する。
行使価格見直し条項のある新株予約権の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行目的、割当先、発行額、行使価格、及び行使価格の見直しの条件等を勘案して賛否を決める。
自己株式の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過大なキャッシュが社外流出する可能性が大きいと判断した場合、及び株価が高いと判断した場合は反対する。

会計監査人の選任、変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人を変更する場合は、その理由が妥当であると認められるものについて賛成する。
合併承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の目的、合併の対価、合併後の事業計画等を勘案して賛否を決める。
営業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業譲渡の目的、営業譲渡の対価、営業譲渡後の事業計画等を勘案して賛否を決める。
買収防衛策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入の目的や内容が株主価値向上に資するものであるかを個別に精査する。
株主提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容を勘案して賛否を決める。 ・ 株主提案が会社に対する嫌がらせ等、株主価値の増大が目的でないと思われる場合は反対する。